



令和8年2月25日
海事局船舶産業課

造船業再生の実現に向け、造船能力の抜本的強化を推進します
～ 船体に係る安定供給確保を図るための取組方針を策定 ～

造船能力の抜本的な強化に向け、経済安全保障推進法に基づく特定重要物資として「船体」が追加されたことを受け、「船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」を改定しました。本取組方針に基づき、新たに造成する造船業再生基金を実行してまいります。

- 四面を海に囲まれた我が国では、エネルギーや食料等の物資を海上輸送による貿易に依存しており、船舶の安定供給の確保は国民生活・経済活動に欠かせません。しかしながら、近年、我が国の建造量は減少傾向にあり、この状況が続けば、国内のサプライチェーンが維持できなくなり、国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れがあります。
- 今般、経済安全保障推進法に基づく特定重要物資としての船舶の部品[※]に「船体」が追加されたことを踏まえ、その安定供給確保のための取組の基本的な方向や施策、取組を行うべき期間・期限等を定めた「船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」を改定しました。
- 国土交通省においては、新たに造成する造船業再生基金により、本取組方針に基づき、造船事業者の船体の供給に必要な設備・施設への投資及び供給に係る新たな技術等の研究開発を支援し、造船能力の抜本的な強化を推進してまいります。

<参考>

- ※ 2022年に2ストロークの船舶用機関とクランクシャフト、航海用具（ソナー）、推進器（プロペラ）を船舶の部品として指定。2024年に4ストロークの船舶用機関を追加。



<問合せ先>

海事局 船舶産業課 谷口、神山、向野、内田
TEL:03-5253-8111（内線 43-644、43-648、43-636、43-659）
03-5253-8634（直通）